## 1 国税徵収状况(香川県)

(単位:百万円,%)

E.	分	徴収決定済額	収納済額	収納歩合	収納済額 の構成比	対前年度比	
区						<ul><li>徴 収</li><li>決定済額</li></ul>	収納済額
所 得 税	源泉所得税	78, 604	78, 161	99. 4	23. 9	106. 2	105. 7
	申告所得税	15, 576	15, 003	96. 3	4.6	99. 0	97. 9
	計	94, 180	93, 164	98. 9	28. 5	104. 9	104. 4
法。	人税	54, 311	53, 468	98. 4	16. 4	100.0	99. 7
相	売 税	11, 897	11, 713	98. 5	3.6	87. 2	88.8
消	費税	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
消費税及び地方消費税		145, 973	142, 080	97.3	43.5	110.9	110.6
酒	税	123	123	100.0	0.0	87. 9	87. 9
たばこ税及びたばこ特別税		15, 817	15, 817	100.0	4.8	92.6	92.6
揮発油税及び地方道路税		0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
揮発油税及び地方揮発油税		X	X	X	X	X	X
そ 0	つ 他	X	X	X	X	X	X
計		332, 846	326, 911	98. 2	100. 0	105. 0	104. 7

## 「高松国税局」調

- (注) 1 「源泉所得税」欄は、源泉所得税と源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を示す。
  - 2 「申告所得税」欄は、申告所得税と申告所得税及び復興特別所得税の合計額を示す。
  - 3 「法人税」欄は、法人税及び地方法人税の合計額を示す。
  - 4 「相続税」欄は、贈与税を含む。
  - 5 「その他」欄は、復興特別法人税、地価税、たばこ税、国際観光旅客税、石油石炭税、 電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計額を示す。
  - 6 各欄について、百万円未満の値を四捨五入していることから、各欄の合計と当該表の計の 欄が等しくならない場合がある。
  - 7 表中の「X」は、情報を保護する観点から、計数を秘匿としたものである。